

放送受信料の値下げについて

平素より、NHKの放送事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

NHKでは、令和2年10月から放送受信料の値下げを行います。

「まとめ支払」により、事業所割引でお支払いいただいている放送受信料は、次のとおりとなります。

■新しい受信料額の考え方

- 1台目は衛星契約が月額55円、地上契約が月額30円を値下げします。
- 2台目以降は事業所割引により受信料額が半額となっているため、衛星契約が月額27円、地上契約が月額15円値下げします。

■新しい受信料額（事業所割引適用の場合）

1台目

契約種別	月額	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
衛星契約	2,070円 (△55円)	4,140円 (△110円)	11,865円 (△260円)	23,090円 (△495円)
地上契約	1,125円 (△30円)	2,250円 (△60円)	6,450円 (△135円)	12,555円 (△255円)

2台目以降

契約種別	月額	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
衛星契約	1,035円 (△27円)	2,070円 (△55円)	5,932円 (△130円)	11,545円 (△247円)
地上契約	562円 (△15円)	1,125円 (△30円)	3,225円 (△67円)	6,277円 (△128円)

■事例（衛星契約100件：12か月前払の場合）

旧料額	1台目	: 23,585円 × 1台 =	23,585円	
	2台目以降	: 11,792円 × 99台 =	1,167,408円	
	多数一括割引	: 3,600円 × 100台 =	△360,000円	合計 830,993円
新料額	1台目	: 23,090円 × 1台 =	23,090円	
	2台目以降	: 11,545円 × 99台 =	1,142,955円	
	多数一括割引	: 3,600円 × 100台 =	△360,000円	合計 806,045円

値下げ額（12か月）24,948円

■前払いにより令和2年10月以降の受信料をお支払い済の場合

- 前払いにより令和2年10月以降の受信料をお支払い済の場合は、現行の受信料額と新しい受信料額の差額（以下、改定差額といいます）をご返金します。
- 改定差額はNHKより直接返金します（原則、郵便為替となります。宛名が法人名の場合は、換金時に確認書類が必要となります）

〈事業所割引の場合の改定差額〉

1台目（全額）		精算月数（令和2年10月～支払済の月までの月数）					
		月額	2か月	4か月	6か月	8か月	10か月
衛星契約	12か月前払	42円	84円	168円	252円	336円	420円
	6か月前払	44円	88円	176円	—	—	—
地上契約	12か月前払	22円	44円	88円	132円	176円	220円
	6か月前払	23円	46円	92円	—	—	—

2台目以降（半額）		精算月数（令和2年10月～支払済の月までの月数）					
		月額	2か月	4か月	6か月	8か月	10か月
衛星契約	12か月前払	21円	42円	84円	126円	168円	210円
	6か月前払	22円	44円	88円	—	—	—
地上契約	12か月前払	11円	22円	44円	66円	88円	110円
	6か月前払	12円	24円	48円	—	—	—

■ 事例（衛星契約100件：令和2年4月から12か月前払の場合）

▼値下げ

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年4月～令和3年3月 旧料額						改定差額					

} 精算月数：6か月

1台目の改定差額：252円
 2台目以降の1件あたりの改定差額：126円

●改定差額の合計
 252円×1台 + 126円×99台 = 12,726円 NHKからご返金します。